

消費生活トピックス

令和８年
11月号

催眠商法（SF商法）に注意！

祖母が近所の人に「無料で体にいい電気を流してくれる」と誘われ大型スーパーの一角にある会場に通っている。そこには大勢の高齢者が集まっているようで、健康についての話も聴けるそうである。業者とも顔なじみになり、磁気治療器の購入を勧められているようだが非常に高額なのでやめさせたい。
また更に知り合いなどにも一緒に通うよう声をかけている。

折込チラシに「100円で食品や日用品がもらえる」とあったので出向いた。孫のような年代の販売員が親切に話を聞いてくれて、楽しい雰囲気が気に入り通うことにした。そのうち「痛いところに塗ると血の巡りが良くなり痛みが和らぐクリーム」とか「高血圧や糖尿病に効くお茶」という健康食品などを勧められるようになった。いずれも高額だが断りづらく購入してしまった。

催眠商法とは

人を集めた会場で健康機器の無料体験、安価な日用品の販売や無料配布、健康についての講話などを開催し、健康不安をあおったり、巧みな話術で会場の雰囲気を盛り上げて、最終的に高額な商品（磁気治療器、健康食品、羽毛布団など）を購入させる商法です。密室状態におかれ、契約するまで帰してもらえないこともあります。

催眠商法の被害にあわないために

安易に会場に行かない。いちど入ると抜け出せなくなることも。

会場に行ってしまっても、場の雰囲気に飲み込まれず、日用品などはもらわないようにしましょう。もらってしまうとますます抜け出せなくなります。

「今日だけ」「今だけ」「特別に」という言葉に惑わされないようにしましょう。

「タダより高いものはない！」ということを肝に銘じて行動しましょう。

もし契約してしまったら…

■特定商取引法における訪問販売に当たる場合であれば、クーリング・オフができる可能性があります。
■「病気が治る」など根拠のない効能を告げられて契約した場合や退去したいと告げているのにさせてくれなかった場合などは、契約を取り消せる可能性があります。

困ったな、あやしいなと思ったら早めに相談しましょう

飯田市消費生活センター　☎0265-22-4530
消費者ホットライン　局番なし １８８（いやや）

発行　飯田市消費生活センター